

専門研究会運営に関する留意事項

令和2年9月
改定1 令和3年3月
企画委員会

専門研究会は、学会設置の組織として運営していただきます。専門研究会の活動にあたり、皆様の活動が学会にとって有意義なものとなるよう、また、円滑に運営していただくために、専門研究会メンバー各位におかれましては、次の点に留意していただくようお願いいたします。

- ・ 専門研究会の運営について
 - 専門研究会の設置期間は原則として2年間です。必ずしも報告書を仕上げるまでに十分な期間とは言えませんが、テーマの検討はこの期間内に収束させるようにしてください。そのためにはテーマの選定と計画が重要です。
 - 専門研究会の成果はその構成するメンバーの成果であり、そこに記載された提言も必ずしも学会の提言となるものではありません。メンバーの成果として発信してください。
 - 専門研究会には、学会員の誰もが参加できます。様々な立場の学会員から広く見解を集めることは、学会に設置する専門研究会の重要な役割になります。主査及び幹事は、専門研究会の運営に当たって十分に配慮を願います。
 - 新型コロナウイルスの影響により、リモートでの打合せや会合をもたざるを得ない状況にあります。メールによる調整や検討も盛んに行われるでしょう。ログが整理できるメーリングリストの活用をお勧めします。なお、メールによる議論に際しては、ネットマナーを今一度意識してください。
 - 限られた期間で成果を上げることが求められます。専門研究会のメンバーは、主査を盛り上げて、建設的な議論に協力してください。
 - 専門研究会設置期間終了後であっても、企画委員会は成果の論文投稿を支援しますので、ご相談ください。
- ・ 専門研究会の活動について
 - 専門研究会の活動の透明性の確保のために、以下の活動にご協力をお願いします。
 - 専門研究会設置時には、企画委員会より学会内に通知を行います。(細則 C-1-1 号第2条)
 - 専門研究会の会合については、オブザーバの参加が認められております。(細則

C-1-1 号第 3 条) 研究会の開催にあたっては学会ホームページと ML で周知しますので、別記 1 に沿って、開催の 1 か月前を目途に専門研究会担当企画委員までご一報ください。

- 専門研究会会合開催後には、議事メモを作成し、企画委員会に提出してください。専門研究会のメンバーの承認が得られた議事メモは、順次、学会ホームページに掲載します。(細則 C-1-1 号第 6 条)
- 年 1 回程度、研究発表会や学会企画シンポジウムなどにおいても、専門研究会の活動状況を広く学会員に発信することをご検討ください。(細則 C-1-1 号第 6 条)

・ 活動報告について

- 専門研究会の活動終了後、速やかに活動報告書を企画委員会に提出いただくようお願いいたします。活動報告書には、別記 2 を例に所要事項を記載願います。活動報告書は学会ホームページに掲載し、主要な成果は NL 等で学会員に紹介する予定です。(細則 C-1-1 号第 6 条)
- 専門研究会の成果を、論文、解説、資料などとして学会誌に投稿してください。投稿する成果に含め切れない詳細な資料等がある場合には、学会のファイルサーバに保存することができます。(細則 C-1-1 号第 7 条)
- 特許出願中等のやむを得ない理由により、活動報告書の概要や成果の概要について、一定期間公表を見合わせる必要がある場合は、企画委員会にご相談ください。
- 有意義な成果については会誌、もしくは関連学術誌への英文投稿をお勧めしています。(細則 C-1-1 号第 7 条)

以上

別記1 学会員宛専門研究会開催メールひな形

日本保健物理学会 会員の皆様

*****専門研究会（主査：*****）第*回会合の開催につき、以下の通りご案内申し上げます。

参加をご希望の方は、本専門研究会事務局（幹事）まで下記宛先のメールにてご連絡ください。

日時：20**年**月**日（*）**:**~**:**

場所：*****

参加申込締切：20**年**月**日（*）**:**

本専門研究会事務局：

幹事 *****（*****@***, **, **）

議題（予定）：

1. *****
2. *****
3. *****
4. *****

（参考）当該研究会の設置提案書

http://www.jhps.or.jp/cgi-bin/news/page.cgi?id=***

別記2 専門研究会活動報告目次例

1. 名称
2. 設置趣意
3. 活動期間
4. 専門研究会員
5. 会合開催記録
6. 主要な成果